

『社会保障法』20号よせて

井上英夫(金沢大学)

日本社会保障法学会の学会誌『社会保障法』も20号となった。学会誌として独立して年一回発行しているから、20年になる。学会自体は、前身の社会保障法研究会が1977年10月に発足し、1982年5月春季総会から日本社会保障法学会となっている。研究会の時代、研究発表は、総合労働研究所の「季刊労働法」、旬報社の「賃金と社会保障」にお世話になっていたが、1986年5月、ようやく独立の機関誌を持てたわけである。

創刊号の編集後記には、創刊号発行の喜びとともに、社会保障法学の発展と生存権の社会的定着に寄与できるものであって欲しいとの希いが語られている。

しかし、その創刊号から12号までは、印刷会社・櫻栄のご協力でのいわば自費出版であった。現在のように法律文化社から市販されたのは13号、1998年5月からのことである。

その後学会総会は回を重ね、来年の秋期総会で50回を迎える。この間、2001年秋には学会創立20周年を記念し、総力を挙げた研究成果を『講座 社会保障法』全6巻として法律文化社から出版した。

そして、今号のテーマは、「年金改革とグローバリゼーション」である。「年金改革」が現代日本の喫緊の課題であるのはもちろんである。しかし、年金にとどまらず日本の社会保障全体の改革も全地球的視点で取り組まなければ成功はおぼつかないという時代を迎えている。その意味で、もう一つのテーマとして、「グローバル化と社会保障法」をとりあげた。後者の企画は、ベルント・バロン・フォン・マイデル、マックスプランク外国・国際社会保障法研究所前所長をお招きしての国際交流という新たな事業の一環でもある。さらに、学会ロゴ及び英文パンフレットも作成され、国際的な情報発信体制も整いつつある。

こうして、学会そして学会誌の歴史を振り返ると、若い学会が、会員諸氏の努力はもちろん諸方面の支援を受けながら成長してきたことが理解出来るのである。人間で言えば成人となった学会は、これから一層その真価が問われよう。あらためて、初心に帰り、学会規約が、「本会は、社会保障法に関する研究を推進し、国民の健康にして文化的な生活の確保に貢献することを目的とする」(第3条)と謳っていることを確認する必要がある。

この意味で、学会としても責任を問われているのが、ハンセン病問題であると思う。周知のように、2001年5月11日、熊本地裁は、国のハンセン病政策を厳しく断罪し、国も控訴断念、謝罪をした。これを受けて厚労省は、誤ったハンセン病政策の検証と再発防止策の提言を使命とするハンセン病問題に関する検証会議を設置した。3月には1500頁にのぼる最終報告書が発表されたが、医学界はもちろん法学界の責任も厳しく問われている。

社会保障法学会が名指しされているわけではないが、新憲法下にあっても、ハンセン病政策は絶対強制絶滅隔離収容という本質を変えず、療養所生活は、自由の剥奪・制限と引き替えに恩恵的に与えられたものであり、その根底には、憲法25条のプログラム規定説があったと指摘されている。すなわち、生存権、健康権そして人権としての社会保障の未確立が、1953年のらい予防法を許し、その廃止が1996年まで遅れたことの要因のひとつということになる。

私自身、検証会議に設置された検討会の委員長として検証事業に参加し、とくに被害実態の聞き取り調査に取り組んできたが、被害の広がりや深さに声を失うことがしばしばであった。ハンセン病政策による人権侵害を見過ごし、そして人権としての社会保障・社会福祉の確立に力が及ばなかったことに法律家としての責任を強く感じている。学会としても、今後このことを教訓として、諸方面に発言、行動すべきであろう。とりわけ、立法、行政政策への積極的参加が求められていると思うのである。